

ファイバーライン利用規約

株式会社 エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ

第1章 総則	4
第1条 (利用規約の適用)	4
第2条 (利用規約の変更)	4
第3条 (用語の定義)	4
第4条 (本サービスの提供条件および提供場所)	4
第5条 (サービスの種類)	4
第6条 (本サービスの廃止)	4
第2章 契約	4
第7条 (契約の単位)	4
第8条 (契約者回線等番号)	5
第9条 (その他の提供条件)	5
第3章 申込および承諾等	5
第10条 (利用申込および承諾等)	5
第11条 (転用)	5
第4章 契約事項の変更	6
第12条 (サービスメニュー等の変更)	6
第13条 (契約者回線の移転)	6
第14条 (権利の譲渡等の制限)	6
第15条 (承諾の限界)	6
第16条 (契約者が行う契約の解除)	6
第17条 (当社が行う契約の解除)	6
第5章 付加機能	7
第18条 (付加機能の提供)	7
第19条 (付加機能の利用の一時中断)	7
第20条 (利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)	7
第6章 端末設備の提供等	7
第21条 (端末設備の提供)	7
第22条 (端末設備の移転)	7
第23条 (端末設備の利用の一時中断)	7
第24条 (端末設備の返還等)	7
第7章 利用中止等	7
第25条 (利用中止)	7
第26条 (利用停止)	7
第8章 契約者の義務	8
第27条 (電子メールの受領)	8
第28条 (設置場所の提供等)	8
第29条 (電気通信設備の管理等)	8
第30条 (禁止行為)	8
第9章 通信	9
第31条 (発信者番号通知)	9
第32条 (通信利用の制限等)	9
第33条 (回線相互接続)	10
第10章 料金等	10
第34条 (料金及び工事に関する費用)	10
第35条 (利用料金の支払義務)	10
第36条 (手続きに関する料金の支払義務)	11
第37条 (工事費の支払義務)	11
第38条 (線路設置費の支払義務)	11
第11章 保守	12
第39条 (契約者等の維持責任)	12
第40条 (契約者等の切分責任)	12
第12章 損害賠償	12

第41条	(責任の制限)	12
第42条	(免責事項等)	13
第13章	契約者情報の通知等	13
第43条	(契約者等の氏名の通知等)	13
第44条	(提供事業者等からの通知)	13
第45条	(契約者への連絡等)	13
第14章	雑則	13
第46条	(当社の装置維持基準)	14
第47条	(利用責任)	14
第48条	(契約者情報の保護)	14
第49条	(第三者への委託)	14
第50条	(守秘義務)	14
第51条	(残存条項)	14
第52条	(管轄裁判所)	14
第53条	(準拠法)	14
第54条	(技術的条件)	14
付則		15

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シー コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、ファイバーライン利用規約(以下、「本利用規約」といいます。)を定め、本利用規約を遵守することを条件として利用契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、本利用規約に基づきファイバーラインサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定によるほか、この利用規約により本サービスを提供します。

3 契約者は本利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条 (利用規約の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 本利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

3 当社は、業務上必要ときは、本利用規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第3条 (用語の定義)

別紙1(用語定義)のとおりとします。

第4条 (本サービスの提供条件および提供場所)

本サービスの提供場所は日本国内のうち、次に定めるサービス提供地域に限定するものとします。また、提供地域により提供可能なサービスメニューが異なります。

(1)東日本地域 東日本電信電話株式会社の営業区域

(2)西日本地域 西日本電信電話株式会社の営業区域

2 本サービスは、別途当社の定めるサービス(以下、「被接続サービス」といいます。)に付随して提供し、本利用規約の他、被接続サービスの利用規約及び関連する特約等の契約条件も適用されるものとします。

3 本条に定める本サービスの提供条件および提供場所は、当社の都合により変更することがあります。本サービスの提供条件および提供場所の変更・廃止に伴って契約者が被る不便、不都合、損失、損害等について、当社はいかなる責任も負いません。

4 契約者が、当社から書面による承諾を得ることなく、本サービスを第三者に対して電気通信役務として提供することはできません。

第5条 (サービスの種類)

当社が提供する本サービスは、別紙2(サービスメニューの種類)のとおりです。

2 本サービスには、別紙3料金表に規定する通信又は保守の態様による品目及び細目があります。

第6条 (本サービスの廃止)

当社は、当社の都合により、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。本サービスを廃止する場合には、2ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。

2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第2章 契約

第7条 (契約の単位)

当社は、契約者回線等1回線ごとに1の利用契約を締結します。

2 契約者は、被接続サービスの契約と同一であることとし、それぞれ1の契約につき1人に限ります。

3 当社は、業務上必要ときは、本規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本利用規約とともに特約も遵守するものとします。

第8条 (契約者回線等番号)

契約者回線等番号は、当社が別に定めるところにより1の契約者回線等ごとに当社が定めます。

2 当社は、災害復旧、移転等その他技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線等番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

4 契約者は、契約者回線等番号及び当社が別に定める認証方式により、契約内容の変更、情報量の確認その他の請求等を行うことができます。この場合において、当社は、その請求等は契約者が行ったものとみなし、そのことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

第9条 (その他の提供条件)

本サービスに関するその他の提供条件については、別紙4に定めるところによります。

第3章 申込および承諾等**第10条 (利用申込および承諾等)**

本サービスおよびオプションサービスの利用の申し込みは、それぞれ、被接続サービス利用規約及びその他契約等にて、当社が別途定める方法により行うものとします。なお、基本サービスの種類により提供可能なオプションサービスは、別途当社が指定するものとします。

2 当社が行う申込に対する諾否は、各被接続サービス利用規約に定めるとおりとします。また、次の場合には、本サービスの利用の申込を拒否することができるものとします。

- (1) 本サービスの提供、または本サービスにかかる機器等の保守が技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの提供をおこなっていない地域を設置場所とする申し込みがあったとき。
- (3) 利用契約の申込みをした者が当社のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 提供事業者の承諾が得られないとき。
- (5) 当社の定める利用規約(他のサービスも含む)に違反し、または違反するおそれのあるとき。
- (6) 前各号の他、当社の業務遂行上支障があるとき。

3 利用の申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し、その旨を書面またはその他の方法で通知します。

第11条 (転用)

東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社とIP通信網サービスその他当社が定めるサービス契約を締結している者は、その契約により提供されている各サービスを本サービスに移行すること(以下「転用」といいます。)を申し込むことができます。なお、申し込みの方法は、第10条(利用申込および承諾等)によるものとします。

2 当社は、前項の規定により転用の申し込みに対して、次の場合にはこれを拒否できるものとします。

- (1) 第10条(利用申込および承諾等)第2項により申し込みを承諾しないとき。
- (2) 東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が承諾しないとき。

3 当社は、契約者に東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社と締結している転用前の契約について未払の料金がある場合は、当該債務を当社が引き継ぐことがあります。当社が引き継いだ債務について、契約者は、当社の請求に従い、転用後の本サービスの料金と併せて支払うものとします。

第12条 (事業者変更)

東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の定める光コラボレーション事業者(以下、光コラボレーション事業者)の提供する回線サービスを本サービスに移行すること(以下「転入」といいます。)を申し込むことができます。なお、申し込みの方法は、第10条(利用申込および承諾等)によるものとします。

2 本サービスを光コラボレーション事業者の提供する回線サービスに変更すること(以下「転出」といいます、転入と併せて以下「事業者変更」といいます。)ができるものとします。なお申し込み方法は、第17条(契約者が行う契約の解除)によるものとします。

3 当社は、前2項の規定により事業者変更の申し込みに対して、次の場合にはこれを拒否できるものとします。

- (1) 転入の場合において、第10条(利用申込および承諾等)第2項により申し込みを承諾しないとき。
- (2) 転出の場合において、第27条(利用停止)に規定されたサービスの利用停止条件に該当するとき
- (3) 移行先および移行元の光コラボレーション事業者、または東日本電信電話株式会社もしくは西日本電信電話株式会社が承諾しないとき。

第4章 契約事項の変更

第13条 (サービスメニュー等の変更)

本サービスまたはオプションサービスの変更の申し込みその他本利用規約に定める各種請求は、それぞれ、被接続サービス利用規約及び特約等にて、当社が別途定める方法により行うものとします。なお、変更可能なメニュー、内容については、別途当社が指定するものとします。

- 2 当社が行う変更申込に対する諾否は、第10条2項の定めを準用します。
- 3 サービスメニューの変更により、提供していたオプションサービスが提供できなくなる場合には、そのオプションサービスに関する利用契約は終了するものとします。
- 4 変更の申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し、その旨を書面またはその他の方法で通知します。

第14条 (契約者回線の移転)

契約者回線の移転の申込は、それぞれ、被接続サービス利用規約及び特約等にて、当社が別途定める方法により行うものとします。

- 2 当社は、前項の申込があったときは、被接続サービス利用規約及び特約等の規定に準じて取り扱います。ただし、次の場合には、移転の申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 移転先が本サービスの提供地域外であるとき。
 - (2) 移転先において、技術上、または設備上その他提供が困難なとき。
 - (3) 前各号の他、提供事業者の承認をえられないときまたは当社の業務遂行上支障があるとき。
- 3 移転により提供地域が変更になる場合は、提供するサービスメニューが変更になる場合があります。
- 4 利用の申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し、その旨を書面またはその他の方法で通知します。

第15条 (権利の譲渡等の制限)

契約者は、利用契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、利用契約を譲り受けるもの(以下、「譲受者」といいます。)とともに当社に申込みものとします。

- 2 前項の譲渡申込は、被接続サービスの契約の譲渡と合わせて申し込むものとします。

第16条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本利用規約その他において別段の定めがある場合は、その定めるところによりします。

第17条 (契約者が行う契約の解除)

契約者は、利用契約の一部又は全部を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に対し、当社が定める方法により通知していただきます。

第18条 (当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その利用契約を解除することがあります。

- (1) 第27条(利用停止)の規定によりサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 本サービスに係る被接続サービスの契約の解除があったとき。
 - (3) 本サービスに係る被接続サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、利用契約の譲渡の承認の請求がないとき。
 - (4) 契約者回線の移転等により本サービスの提供区域外となったとき
 - (5) 利用契約の契約者とその被接続サービスを当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。
 - (6) 他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
- 2 当社は、契約者が第31条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、サービスの利用停止をしないでそれぞれその利用契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、契約者からの移転等の申込があり、その移転先が本サービスの提供地域外または当該移転場所で利用する電気通信設備等の状況により移転が困難であるときは、その利用契約を解除します。
 - 4 当社は、前3項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

第5章 付加機能

第19条 (付加機能の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、別紙3料金表に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第20条 (付加機能の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第21条 (利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能)

契約者は、第19条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、別紙3料金表に規定する付加機能を利用することができます。

第6章 端末設備の提供等

第22条 (端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、別紙3料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

第23条 (端末設備の移転)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第24条 (端末設備の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第25条 (端末設備の返還等)

なんらかの事由により利用契約が終了したときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末設備の購入代金に相当する額を請求することができます。

第7章 利用中止等

第26条 (利用中止)

当社は、次の場合には、サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき(提供事業者から請求があったものを含みます。)
- (2) 第33条(通信利用の制限等)の規定により、サービスの利用を中止するとき。
- (3) 契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。

2 当社は、前項の規定によりサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が指定するホームページ、電子メール、電話又は書面等による通知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合又は提供事業者からの請求によるものである場合は、この限りではありません。

第27条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのサービスの料金その他の債務(本利用規約の規定により、支払いを要することとなったサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスにおいて、料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、または利用停止となったとき。
- (3) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信役務に係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- (5) 契約者が、当社から書面による承諾を得ることなく、本サービスを第三者に対して電気通信役務として提供したとき。
- (6) 前5号のほか、本利用規約の規定に反する行為であってサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第8章 契約者の義務

第28条 (電子メールの受領)

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た電子メールアドレスに確実に到達するようにし、当社からの依頼があった場合には、それに対して遅滞なく応答を行うこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。契約者は、当該メールが不要な場合には、当社に申し出ることにより、このような電子メールなどの送信を停止させる事ができます。

第29条 (設置場所の提供等)

当社が本サービスの提供に関して、設置場所の敷地又は建物内に、電気通信設備を設置することを求めた場合には、契約者はこれに無償で応ずるものとします。また、第6章により当社より提供される端末設備についても同様とします。

2 前項により当社が設置する電気通信設備および提供される端末設備に必要な電気は、契約者が提供するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

3 契約者は、契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

第30条 (電気通信設備の管理等)

契約者は、当社が利用契約に基づき設置した電気通信設備または提供する端末設備(あわせて以下「当社設備」といいます。)を善良な管理者の注意をもって保管するとともに、次のことを守るものとします。

- (1) 当社が契約に基づき設置した当社設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。
- (2) 当社設備を改造又は改変するなどにより、通信の伝送・交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
- (5) 当社設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。

2 契約者は、本利用規約の規定に違反し、または契約者の過失により電気通信設備または端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

第31条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。

- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
- (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (18) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを、本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
- (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤルQ2等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (22) 他人のIDを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (23) ひとつのIDを重複して同時にログインする行為。
- (24) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

2前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号および第13号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第27条(利用停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

4 契約者(当社が電気通信番号を付与するサービス及び付加機能に係る者に限ります。以下、本項において同じとします。)がその契約に係る電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)の定めに基づき、契約者は、その電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び電気通信番号使用計画の認定を受け又は受けようとしていることについて当社に申告するとともに、認定電気通信番号使用計画に従い、認定を受けた番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するものとします。

5 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、又は前項で規定する遵守義務に違反していると当社で判断した場合、当社は、第27条(利用停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第9章 通信

第32条 (発信者番号通知)

契約者回線等からの通信については、当社が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、契約者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2前項ただし書により契約者が契約者回線についての発信者番号通知を拒否した場合は、協定事業者に係る相互接続点との間の通信ができない場合があります。

前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、本利用規約中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

第33条 (通信利用の制限等)

当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第34条 (回線相互接続)

契約者は、当社の承諾なく、その契約者回線等の終端(相互接続点又は回線収容部におけるものを除きます。以下同じとします。)において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と提供事業者又は提供事業者以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信役務に係る電気通信回線との接続することはできません。

第35条 (情報量の測定等)

情報量の測定は次のとおりとします。

(1)本サービスにおける情報量は、提供事業者の機器により測定します。

(2) その契約者回線と契約者回線等又は相互接続点との間において行われた通信に係る課金対象符号(制御信号を含むものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)の情報量は、通信の相手先又は契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。

2 提供事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の情報量は、次のとおりとします。

(1)過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の情報量に算定できなかった期間の日数を乗じて得た数値

(2)(1)以外の場合

把握可能な実績に基づいて乙が別に定める方法により算出した1日平均の情報量に算定できなかった期間の日数を乗じて得た値

3 契約者は、提供事業者が指定する認証方式により情報量の確認を請求することができます。なお、指定された認証方式による情報量の請求は契約者が行ったものとみなし、そのことに伴い発生する損害について、提供事業者および当社は、一切の責任を負いません。

4 契約者は、当社が提供事業者から本サービスの情報量の開示をうけることに同意するものとします。

第10章 料金等

第36条 (料金及び工事に関する費用)

当社が提供するサービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金、工事費及び線路設置費とその計算方法は、別紙3及び被接続サービス利用規約等に定めるところによります。

2 契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、本利用規約の規定により別紙3料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が特に認める場合を除き、本利用規約の規定により別紙3料金表に定める料金又は工事に関する費用(当社が請求した料金又は工事に関する費用の額と本利用規約の規定により別紙3料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

第37条 (利用料金の支払義務)

契約者は、その利用契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、別紙3に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりサービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(3)契約者は、次の事由等により、提供事業者が相互に接続する電気通信事業者(以下「協定事業者」といいます。)の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、利用料金の支払いを要します。

(ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止

(イ) 協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由

(4)前3号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要し

ます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その利用契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信役務に起因する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する料金
3 契約者回線等電気通信設備に係る変更若しくは移転に伴って、サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのサービスについての料金

3 当社が提供するサービスが従量型サービスである場合、契約者は、その契約者回線と契約者回線等又は相互接続点との間において行われた本サービスに係る通信（契約者が指定するものが行った通信を含みます。）について、第35条により測定した情報量と別紙3の規定とに基づいて算定した利用料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

5 前4項に定めるほか、契約者は、そのサービスの一部（契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、協定事業者（提供事業者が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。

6 前項の場合において、そのサービスの一部の料金の設定については、協定事業者が行うものとし、その料金の請求その他の取り扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。契約者は、サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙3に関する料金の支払いを要します。ただし、そのサービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

第38条 （手続きに関する料金の支払義務）

契約者は、サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙3に関する料金の支払いを要します。ただし、そのサービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

第39条 （工事費の支払義務）

契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙3及び被接続サービス利用規約等に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担するものとします。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第40条 （線路設置費の支払義務）

契約者は、次の場合には、提供事業者の算定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

(1)

ア 契約者回線の終端が提供事業者のサービス区域外（契約者回線がその收容サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。以下この条において同じとします。）となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。

イ 契約者回線の終端がサービス区域外となる契約者回線について、サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

ウ 移転後の契約者回線の終端がサービス区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2)契約者回線が異経路となる場合契約者回線を異経路とすることを請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあつては、サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担するものとします。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第41条 (他の電気通信事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

当社は、契約者から申出があつたときは、次の場合に限り、他の電気通信事業者(当社が別に定める電気通信事業者に限り、以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により他の電気通信事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、他の電気通信事業者の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があつた場合は、この限りではありません。

- (1)その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき
- (2)その契約者の申出について他の電気通信事業者が承諾するとき
- (3)その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

第11章 保守

第42条 (契約者等の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持するものとします。

第43条 (契約者等の切分責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であつて、当社の電気通信設備又は端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求するものとします。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があつたときは、当社または提供事業者は、試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあつたときは、契約者にその派遣に要した費用を負担するものとします。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第12章 損害賠償

第44条 (責任の制限)

当社は、サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、そのサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。なお、本サービスが全く利用できない状態には、DSL方式起因する事象又は無線アクセス方式に起因する事象は含みません。

ただし、提供事業者およびその協定事業者がその契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- (1) 別紙3に規定する利用料金であつて、(2)以外のもの
- (2) 別紙3料金表に規定する情報量に応じた加算料(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1

の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均加算料(情報量に応じた加算料に限り、この場合において、前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 当社の故意又は重大な過失によりサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、付加機能又は端末設備に係る損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 本条の規定にかかわらず、提供事業者が損害を賠償した場合には、その範囲において賠償します。

第45条 (免責事項等)

前条(責任の制限)の規定は、本サービスに関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は、契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによって、その結果発生する直接、或いは間接の損害について、前条(責任の制限)の責任以外は、法律上の責任並びに明示、又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。また、利用契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負いません。但し、当社に故意、又は重大な過失があった場合、本条は適用しません。

2 本サービスと接続する契約者のシステムが、インターネットと接続され、その結果、インターネット経由によるウィルス感染、不正侵入、その他アタック等により、契約者ネットワーク内に何らかの被害が発生した場合においても、当社は、いかなる責任も負いません。

3 当社は、本サービスが、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障を生じないことを含め、本サービスに関して、明示的にも黙示的にもその完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も一切行わないものとします。

4 当社は、本サービスの利用に起因する契約者或いは第三者の損害(情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは契約者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害を含むが、それに限定されない。)について、その原因の如何によらず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

5 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による通信機器の故障、破損又は滅失等に関しては、当社は一切その責を負わないものとします。

6 当社は、本サービスにかかる設備その他のネットワーク接続装置の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、契約者の動産、不動産に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

7 当社は、本サービスの技術的条件その他の変更により契約者のネットワーク接続装置または契約者の電気通信設備の改造または変更(以下、「改造等」といいます。)を要する料金については負担しません。

第13章 契約者情報の通知等

第46条 (契約者等の氏名の通知等)

契約者は、提供事業者または協定事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び通信履歴等を、その提供事業者へ通知する場合があることについて、同意するものとします。

第47条 (提供事業者等からの通知)

契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又はサービスの提供に当たり必要があるときは、提供事業者又は協定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのサービスを提供するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾するものとします。

第48条 (契約者への連絡等)

電気通信設備の設置若しくは保守上必要な工事の実施その他本サービスの提供上必要がある場合、提供事業者又は協定事業者等が契約者に直接連絡し、当社に代わり契約者に対応することを承諾するものとします。

2 設置した電気通信設備に故障があると認めた場合には、提供事業者又は協定事業者等が契約者に連絡の上、必要に応じ、契約者宅に作業員を派遣し、故障修理を実施する場合があります。

第14章 雑則

第49条 (当社の装置維持基準)

当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

第50条 (利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は当社に対してその損害を賠償するものとします。

第51条 (契約者情報の保護)

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

第52条 (第三者への委託)

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、その業務の一部を第三者に委託することを了承するものとします。

2 契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりサービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意するものとします。

第53条 (守秘義務)

契約者及び当社は利用申込に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
- (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合。
- (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合。
- (4) 自ら独自に開発した場合。
- (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合。
- (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合。
- (7) 契約者に対し、利用申込に基づく義務の履行を請求する場合。
- (8) 本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合。
- (9) その他、本サービスの運営上必要がある場合。

第54条 (残存条項)

第53条(守秘義務)については、利用申込書の後も効力を有するものとします。

第55条 (管轄裁判所)

本サービス利用に関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第56条 (準拠法)

利用契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第57条 (技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、別途当社の定める仕様書等に定めるとおりとします。

付則

本利用規約は、2021年4月1日から改定実施します。

ファイバーライン利用規約
別紙1 [用語定義]

【ファイバーライン利用規約及び回線サービスに関わる用語定義】

用語	用語の意味
国内通信	通信のうち日本国内で行われるもの
国際通信	通信のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末(以下「特定衛星携帯端末」といいます。)を含みます。以下同じとします。)との間で行われるもの
提供事業者	東日本電信電話会社および西日本電信電話会社
特定事業者	提供事業者が別に定める者
契約約款等	契約約款又は電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約の契約条項
契約者回線	取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線 契約の申込者が指定する移動無線装置(契約の申込者がファイバーラインサービスを利用するために携帯する無線送受信装置をいいます。以下同じとします。)と無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのものであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。)との間に設定される電気通信回線
サービス取扱所	電気通信サービスに関する業務を行う電気通信事業者の事業所
取扱所交換設備	サービス取扱所に設置される交換設備
回線収容	契約者回線を提供事業者が設置する電気通信設備に収容すること
回線収容部	契約者回線を収容するために提供事業者が設置する電気通信設備
契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 回線収容部

端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
協定事業者	提供事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
相互接続点	提供事業者とそれ以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(当社が協定事業者(提供事業者が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
消費税相当額	消費税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額

【1 基本サービスの種類】

品目		細目		内容
ファイバーライン	戸建向け	定額型	I型	最大概ね100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			II型	最大概ね200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			III型	最大概ね1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	集合住宅向け		従量型	最大概ね100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもので、二段階定額制料金なもの
			I型	最大概ね100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
			II型	最大概ね200Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
	III型	最大概ね1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの		

集合住宅向けには、次表のとおり通信又は保守の態様によるその他の細目があります。

A 通信の態様による細目

品目	内容
プラン・ミニ(ミニ)	集合住宅向けの契約者グループに係る契約者回線の数が4以上となるものであって、IP通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が契約者グループを設定するもののうち、プラン1以外のもの
プラン1	集合住宅向けの契約者グループに係る契約者回線の数が8以上となるものであって、IP通信網契約者となる者からの契約申込により、当社が契約者グループを設定するもの
プラン2	集合住宅向けの契約者グループに係る契約者回線の数が16以上となるものであって、代表者(その契約者グループに係るすべてのIP通信網契約者となる者の同意に基づき指定される者として。)が一括して契約申込又は品目若しくは細目の変更の請求を行うことにより、当社が契約者グループを設定するもの

備考

- 1 代表者は、その契約者グループに係るIP通信網契約者に代って、当社との間の請求及びその他の諸手続き等(修理又は復旧に係るものを除きます。)を行う者であって、1の契約者グループにつき1人とします。
- 2 代表者が、代表者の変更を行う場合は、変更後の代表者について当社に事前に届け出ていただきます。その場合、変更後の代表者の指定については、その契約者グループに係るすべてのIP通信網契約者の同意に基づくものとします。

【2 オプションサービスの種類】

(1)コネクトフォンサービス

コネクトフォンサービスでは、つぎの各サービスを提供します。

提供条件は、別紙4 [コネクトフォンサービスの提供条件]に定めます。

サービス名		内容
コネクトフォン		「ファイバーライン」と合わせてご利用になれる、光ファイバーを利用した電話サービスです。
コネクトフォンS		「ファイバーライン」と合わせてご利用になれる、光ファイバーを利用した電話サービスです。発信者着信拒否サービスなど、付加サービスが月額利用料に含まれます。
コネクトフォン forBiz		「ファイバーライン」と合わせてご利用になれる、光ファイバーを利用した電話サービスです。企業様向けの付加サービスをご利用になれます。
コネクトフォン forBiz プラス		「ファイバーライン」と合わせてご利用になれる、光ファイバーを利用した電話サービスです。企業様向けの付加機能、付加サービスをご利用になれます。
コネクトフォン 付加サービス	発信者番号通知サービス※1	かけてきた相手の電話番号が、電話に出る前に電話機などのディスプレイに表示されるサービスです。
	非通知着信拒否サービス※1	電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に、「電話番号を通知してかけ直すよう」自動音声で伝えるサービスです。 ※ご利用には、発信者番号通知サービスのご契約が必要です。
	割込電話サービス※1	通話中に第三者から着信があると、割込み音が聞こえ、フッキング操作によりお話しを保留したまま第三者と通話ができるサービスです。
	転送電話サービス※1	かかってきた電話をあらかじめ指定した電話番号に転送するサービスです。
	迷惑電話着信拒否サービス※1	迷惑電話を受けた直後に、電話機で登録操作を行うことにより、以降同じ電話番号からかかってきた場合には、お客さまに代わって「この電話はお受けできません。ご了承ください。」と自動的にメッセージで応答するサービスです。 (拒否登録個数は最大30個まで)
	着信お知らせメール※1	自宅や会社に電話があったことを、あらかじめ指定したパソコンや携帯電話のメールで確認することができるサービスです。(メールアドレスは最大5件まで、登録可能な電話番号は最大30件までです。)
	FAXお知らせメール	自宅や会社にFAXがあったことを、あらかじめ指定したパソコンや携帯電話のメールへお知らせし、パソコンからFAX内容を確認することができるサービスです。(メールアドレスは最大5件まで、受信可能な容量は1契約につき10MBです。)
	追加番号サービス	コネクトフォンの契約番号+追加4電話番号」で最大5つの電話番号を利用できるサービスです。
	複数チャネルサービス	コネクトフォン1契約で同時に2回線分の通話ができるサービスです。
	テレビ電話	対応機器を用いて、画像付での通話ができるサービスです。
	高音質電話	対応の電話機を用いて、高音質での通話ができるサービスです。
	着信課金サービス	「0800」または「0120」で始まる電話番号にかかってきた通話料を、着信側でご負担いただけるサービスです。
	複数回線管理機能	本機能をご契約いただくことで以下の①～④オプション機能を利用した場合、契約回線を跨った接続が可能です。(契約なしの場合は、同一回線内に限った振分となります。)
	①発信地域振分機能	着信課金サービスの契約電話番号にかかってきた電話を、発信地域ごとに予め指定した電話番号に着信させることができます。また、複数回線

		管理機能を契約することで、1つのフリーアクセス・ひかりワイド番号を複数の拠点・回線に着信させることができます。
	②話中時迂回機能	着信課金サービスの契約電話番号が話し中でふさがっている場合でも、あらかじめ指定しておいた電話番号に迂回し着信させることができます。
	③着信振分接続機能	着信課金サービスの契約電話番号にかかってきた電話を、あらかじめ指定しておいた比率で複数の電話番号に振り分けて着信させることができます。
	④受付先変更機能	営業時間外などに着信課金サービスの契約電話番号にかかってきた電話を、予め指定した他の電話番号へ着信させることができます。
	特定番号通知機能	電話をかける場合、相手に着信課金サービスの電話番号（「0120」または「0800」で始まる番号）を通知することができます。
	時間外案内機能	営業時間外などに着信課金サービスの電話番号にかかってきた電話に対し、受付時間外であることをガイダンスでお知らせすることができます。ガイダンスは以下の通りです。 「お電話ありがとうございます。こちらは【ご契約されている着信課金サービス電話番号(0800-△△△△△△ または 0120-△△△△△△)】です。ただいまお電話の受付は休ませていただいております。またのご利用をお待ちしております。」
	カスタムコントロール機能	インターネットに接続したパソコンから、お客さまご自身で、ご利用状況の照会や着信振分接続機能の登録内容変更などを設定することができます。
	#ダイヤル	コネクトフォン、及びNTT東日本・西日本の「ひかり電話」契約者が「#と4桁の数字からなる番号(#ダイヤル番号)」をダイヤルするだけで、本サービス契約者が指定する電話番号へ着信できる※サービスです。
	東日本エリア利用型	東日本エリア全域からの発信を受けることができます。
	西日本エリア利用型	西日本エリア全域からの発信を受けることができます。
	ブロック内利用型	北海道・東北・信越・関東・北陸・東海・関西・四国・中国・九州沖縄の10ブロックのうち、ご指定頂いた1ブロック内からの発信を受けることができます。
	発信制御サービス	特定の電話番号、メディア種別(音声/映像/データ)からの通信を許可するサービスです。
	許可番号リスト 1Bプラン利用料	許可番号リスト最大20件まで
	許可番号リスト 5Bプラン利用料	許可番号リスト最大100件まで
	許可番号リスト 25Bプラン利用料	許可番号リスト最大500件まで
	許可番号リスト 50Bプラン利用料	許可番号リスト最大1,000件まで
	許可番号リスト 600Bプラン利用料	許可番号リスト最大12,000件まで

※1 コネクトフォンSの場合は、当該利用料はコネクトフォンS基本利用料に含まれます。

※2 このほか、別途コネクトフォン基本工事費用がかかります。コネクトフォン基本工事費用は、コネクトフォンのお申込みと同時に申込みされた場合は減額されます。

(2)その他のサービス

サービス名	内容
リモートサポートサービス	オペレータにて、パソコン操作の相談や遠隔でのサポートをお受けいたします※4

テレビ伝送サービス	映像通信網サービス(映像通信網を使用して行う電気通信サービス)であって、NTT東日本・西日本がその登録一般放送事業者に提供する映像通信網サービスの第1種契約者回線(以下「第1種契約者回線」といいます。)からの着信のために提供するものうち利用回線を仕様するものです。本サービスおよびスカパーJSAT株式会社が提供する放送サービス「スカパーJSAT施設利用サービス」の契約により、地上/BSデジタル放送を受信することができるサービスです。
24時間出張修理オプション	基本サービスの故障修理を通常(午前9時～午後5時)の保守体制から拡大し24時間365日実施することができるサービスです。

※4 オペレータは、NTT東日本・西日本の担当者となります。

ファイバーライン利用規約
別紙3 [料金表]

【1 基本サービスの料金】

初期費用

契約料

内容	料金
契約料(1契約ごと)	800円(税込880円)

手数料

内容	料金
転用手数料(1契約ごと)	1,800円(税込1,980円)
事業者変更手数料(1契約ごと)	3,000円(税込3,300円)
事業者変更承諾番号発行手数料(番号取得ごと)	3,000円(税込3,300円)

基本工事費

内容			料金	
回線を新設する場合	工事担当者がお伺いして屋内配線を新設する場合	宅内の配線設備を新設、または一部利用し配線ルートを変更する場合	戸建向け	20,000円(税込22,000円)
			集合住宅向け	20,000円(税込22,000円)
	工事担当者がお伺いして屋内配線を新設しない場合	宅内の配線設備を再利用する場合	戸建向け	10,600円(税込11,660円)
			集合住宅向け	10,600円(税込11,660円)
	工事担当者がお伺いしない場合	派遣工事無し	戸建向け	3,000円(税込3,300円)
			集合住宅向け	3,000円(税込3,300円)
既に敷設済みの回線を転用する場合	派遣工事無し	戸建向け	1,800円(税込1,980円)	
		集合住宅向け	1,800円(税込1,980円)	

配線ルート構築工事

提供形態	開通工事と同日に工事を実施	開通工事と別日に工事を実施
工事費	14,000円(税込15,400円)	27,000円(税込29,700円)

※工事日当日の作業着手以降にキャンセルをした場合には、工事費用全額を請求いたします。

構内ルート調査費用

		料金	単位/対応経路数
基本額	工事費	13,000円(税込14,300円)	1の工事ごと/1回線
加算額	通線確認	3,000円(税込3,300円)	

※調査前日以降の申込取消、変更については、手数料4,500円(税込4,950円)を請求いたします。また、作業着手後のキャンセルは作業費の全額を請求いたします。

夜間・深夜割増工事費

時間帯区分	適用内容
昼間(8:30~17:00)	通常の工事費
夜間(17:00~22:00)	昼間の工事費の1.3倍
深夜(22:00~8:30)	昼間の工事費の1.6倍
12月29日から1月3日(8:30~22:00)	昼間の工事費の1.3倍

※ 夜間、深夜での工事を実施する場合、運用上、後述する「時刻指定」が原則、必要となります

◇ 割増工事費の算定式

割増工事費 = [昼間の工事費 - 基本工事費(手続費相当1,000円(税込1,100円))] × 1.3または1.6 + 基本工事費(手続費相当1,000円(税込1,100円))

(注) 基本工事費(手続費相当)は割増の対象外とします。

土休日工事加算額

	内容	注意事項
適用条件	土休日等に派遣を伴う、光回線の工事に対して適用します	無派遣での工事及び廃止工事は対象外となります。
加算額	3,000円(税込3,300円)	同一名義、同一設置場所において、光回線にかかわる工事を複数回実施した場合は、「1の工事」として算定します。

※ 土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]の規定により休日とされた日)ならびに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日とします。

訪問時刻指定の工事費

区分	単位	時刻帯	料金額		
			東日本エリア	西日本エリア	
時刻指定工事費	訪問時刻指定による工事の場合	工事毎	昼間	11,000円(税込12,100円)	11,000円(税込12,100円)
			夜間	18,000円(税込19,800円)	20,000円(税込22,000円)
			深夜	28,000円(税込30,800円)	30,000円(税込33,000円)

※ 昼間帯(9:00~16:00)、夜間帯(17:00~21:00)、深夜帯(22:00~翌8:00)の正時をご指定いただき、その時刻に訪問します。

※ 2件以上の関連工事を同時に行った場合は「1つの工事」として工事費を算定します。

※ 異なるサービスの工事を同時に行った場合は、「1つの工事」として取り扱い、本工事費を算定します。

※ 年末年始(12/29~1/3)での時刻指定の場合であっても、割増工事費(1.3倍)を適用しません。

その他工事加算額

	内容
適用条件	工事費(基本工事費は除きます。)の合計額が29,000円(税込31,900円)を超える場合は29,000円(税込31,900円)までごとに加算
加算額	3,500円(税込3,850円)

上記のほか、NTT東日本・西日本の工事内容により、別途費用が発生する場合があります。

月額料金

定額型サービス

品目		月額料金
ファイバーライン	戸建向け (I型、II型、III型)	5,200円(税込5,720円)
	集合住宅向け	3,200円(税込3,520円)

【2 オプションサービスの料金】

初期費用

コネクトフォン工事費用

項目		単位	料金	
基本工事費 *1	交換機等工事のみの場合		1工事ごと	2,000円(税込2,200円)
	弊社がお伺いして機器工事を行う場合 *2	基本額	7,500円(税込8,250円)	7,500円(税込8,250円)
		加算額 *3	1工事ごと	3,500円(税込3,850円)
交換機等工事費	基本機能	1利用回線ごと	1,000円(税込1,100円)	
	同番移行 *4	1番号毎	2,000円(税込2,200円)	
	発信電話番号通知の変更 *5	—	700円(税込770円)	
機器工事費*6	機器工事費(設置)	1装置ごと	1,500円(税込1,650円)	
	機器工事費(設定)	1装置ごと	1,000円(税込1,100円)	

*1 プラスアクセスの回線開通工事と同時に工事する場合は無料となります。

*2 工事実施時間帯により工事費に加算額が発生します。

*3 お客さま宅内での工事費の合計が29,000円(税込31,900円)を超える場合、29,000円(税込31,900円)ごとに加算される額。

*4 加入電話等を利用休止して、同一電話番号をコネクトフォンでご利用される場合の費用です。別途、加入電話等の利用休止工事費1,000円(税込1,100円)が必要となります。

*5 コネクトフォンと同時に工事する場合は無料です。

*6お客様にて設置・設定を行う場合には不要です。

テレビ伝送サービス初期費用

項目		単位	料金
テレビ視聴サービス登録料		1契約ごと	3,024円(税込3,326円)
基本工事費 *1	ファイバーライン基本サービスと同時工事の場合	1工事ごと	3,000円(税込3,300円)
	テレビ伝送サービス単独工事の場合	1工事ごと	7,500円(税込8,250円)
屋内同軸配線工事		別に算定する実費	

* プラスアクセスの回線開通工事と同時に工事する場合は無料となります。

* 工事実施時間帯により工事費に夜間・深夜割増工事費が発生します。

* お客さま宅内での工事費の合計が29,000円(税込31,900円)を超える場合、29,000円(税込31,900円)ごとに該当工事費が発生します。

夜間・深夜割増工事費

時間帯区分	適用内容
昼間(8:30~17:00)	通常の工事費
夜間(17:00~22:00)	昼間の工事費の1.3倍
深夜(22:00~8:30)	昼間の工事費の1.6倍
12月29日から1月3日(8:30~22:00)	昼間の工事費の1.3倍

※ 夜間、深夜での工事を実施する場合、運用上、後述する「時刻指定」が原則、必要となります

◇ 割増工事費の算定式

割増工事費 = [昼間の工事費 - 基本工事費(手続費相当1,000円(税込1,100円))] × 1.3または1.6 + 基本工事費(手続費相当1,000円(税込1,100円))

(注) 基本工事費(手続費相当)は割増の対象外とします。

月額費用

コネクトフォン基本料金

項目	月額利用料
コネクトフォン※	500円(税込550円)
コネクトフォンS※	1,500円(税込1,650円)
コネクトフォン forBiz	1,300円(税込1,430円)
コネクトフォン forBiz プラス	1,100円(税込1,210円)

※「コネクトフォン」「コネクトフォンS」「コネクトフォン forBiz」「コネクトフォン forBizプラス」には、別途ユニバーサルサービス料がかかります。

コネクトフォン対応ルータ

品目	価格
無線LANカード非対応型	450円(税込495円)
無線LANカード対応型	750円(税込825円)
無線LANカード利用料	300円(税込330円)
4チャンネル対応	1,000円(税込1,100円)
8チャンネル対応	1,500円(税込1,650円)
最大23チャンネル対応	5,400円(税込5,940円)
複数機器対応アダプター (最大32チャンネル対応)	1,000円(税込1,100円)
複数機器対応アダプター 上位版 (最大32チャンネル対応)	5,400円(税込5,940円)

テレビ伝送サービス

項目	月額利用料
テレビ伝送サービス	450円(税込495円)

※上記の他、スカパーJSAT株式会社の提供するテレビ視聴サービスの料金が必要です。

リモートサポートサービス

項目	月額利用料
リモートサポートサービス基本料金	500円(税込550円)

24時間出張修理オプション

項目	月額利用料
戸建向け	3,000円(税込3,300円)
集合住宅向け	2,000円(税込2,200円)

付加サービスの料金

コネクtoon 付加サービス

品目		初期料金*1	月額料金	備考
転送電話サービス		1,000円(税込1,100円)	500円(税込550円)	番号ごと
発信者番号通知サービス		1,000円(税込1,100円)	400円(税込440円)	利用回線ごと
非通知着信拒否サービス		1,000円(税込1,100円)	200円(税込220円)	利用回線ごと
迷惑電話着信拒否サービス		1,000円(税込1,100円)	200円(税込220円)	利用回線または番号ごと
複数チャンネルサービス		1,000円(税込1,100円)	200円(税込220円)	利用回線ごと
追加番号サービス		700円(税込770円)	100円(税込110円)	番号ごと
着信お知らせメール		1,000円(税込1,100円)	100円(税込110円)	番号ごと
FAXお知らせメール		1,000円(税込1,100円)	100円(税込110円)	番号ごと
着信課金サービス	基本機能	1,000円(税込1,100円)	1,000円(税込1,100円)	フリーアクセス番号ごと
	複数回線管理機能	無料	1,000円(税込1,100円)	フリーアクセス番号ごと
	発信地域振分機能	1,000円(税込1,100円)	350円(税込385円)	契約回線ごと
	話中時迂回機能	1,000円(税込1,100円)	800円(税込880円)	迂回グループごと
	着信振分接続機能	1,000円(税込1,100円)	700円(税込770円)	振分グループごと
	受付先変更機能	1,000円(税込1,100円)	1,000円(税込1,100円)	受付変更元ごと
	時間外案内機能	1,000円(税込1,100円)	650円(税込715円)	番号ごと
	カスタムコントロール機能	1,000円(税込1,100円)	無料	フリーアクセス番号ごと
#ダイヤル	特定番号通知機能	1,000円(税込1,100円)	100円(税込110円)	番号ごと
	東日本エリア利用型	1,000円(税込1,100円)	15,000円(税込16,500円)	
	西日本エリア利用型	1,000円(税込1,100円)	15,000円(税込16,500円)	
	ブロック内利用型*2	1,000円(税込1,100円)	10,000円(税込11,000円)	#ダイヤル番号ごと
一括転送機能		1,000円(税込1,100円)	3,000円(税込3,300円)	利用回線ごと
故障・回復通知機能		1,000円(税込1,100円)	3,000円(税込3,300円)	利用回線ごと
事業所間内線サービス	工事費	1,000円(税込1,100円)	-	事業所番号ごと
	基本利用料(1事業所番号含む)	-	3,500円(税込3,850円)	契約回線ごと
	追加利用料	-	2,000円(税込2,200円)	1追加事業所番号ごと
グループ通話定額		無料	400円(税込440円)	グループを構成するすべての回線に本サービスのご契約が必要です(全チャンネル数分の定額料がかかります)
電話帳重複掲載			500円(税込550円)	電話帳発行のつど追加分1掲載ごと

*1 付加サービスの交換機工事費の他に、基本工事費(1,000円(税込1,100円))が必要となります。

*2 このほか、別途1事業所番号ごとに月額2,000円(税込2,200円)がかかります。

上記のほか、NTT東日本・西日本の工事内容により、別途費用が発生する場合があります。

リモートサポートサービス 付加サービス

項目	利用料
オンラインパソコン教室 (1カリキュラムあたり)	1,800円(税込1,980円)

【4 コネクトフォン通話料】

国内・国際通話料については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の「音声利用IP通信網サービス契約約款」に準じるものとします。

【5 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料】

ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料	基礎的電気通信役務支援機関が公表した番号単価と同額 (消費税課税の適用を受けます)
-------------------------	--

* 1番号あたりの負担額として基礎的電気通信役務支援機関が算定し、ホームページで公表します。以下のホームページをご確認ください。

ユニバーサルサービス料 <https://www.tca.or.jp/universalservice/>

電話リレーサービス料 https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/

番号単価は番号総数などを基準にして半年ごとに見直されます。

* 1円未満の料金につきましては、ご請求金額の合計時、「端数切捨て」で請求いたします。

* 請求書の料金内訳名は「ユニバーサルサービス料他」とし、ユニバーサルサービス料と合算での請求といたします。

【6 ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法】

コネクトフォンの利用開始日から解約日までの期間で、毎月月末時点で本サービスの登録があった場合に課金となります。(解約月は課金となります。)

ファイバーライン利用規約

別紙4〔回線サービス〕の提供条件

1. (契約者回線の終端)

(1) 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、提供事業者の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。また、当社は、前項の地点(その地点が提供事業者のサービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、契約者と協議します。

(2) 契約者回線等は、提供事業者が指定するサービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。なお、当社は、技術上及び業務の遂行上その他の理由により、収容サービス取扱所を変更することがあります。

2. (自営端末設備)

(1) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準及び技術的条件に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があつたときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

(8) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(9) (8)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

(10) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(11) 当社は、(10)の請求があつたときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(12) 当社は、(11)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

(13) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(14) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(15) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

(16) 契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合の検査については(8)から(9)の規定に準じて取り扱います。

3. (接続条件)

本サービスにおける提供の形態による細目がⅠ型のものに係る契約者回線に接続されることとなる自営端末設備(当社が別に定めるものに限り。))の数は、合わせて最大5までとします。

4. (配線設備多重装置)

(1) 配線設備多重装置とは、契約者回線の終端と自営端末設備等との間に設置されるものであって、DSL方式により1の配線設備において電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る通信とIP通信網サービスに係る通信を同時に利用できる機能をもつ装置のことをいいます。

(2) 配線設備多重装置を利用する場合の料金額には配線設備多重装置(Ⅱ型(VDSL方式によるもので最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの又はVDSL方式によるもので最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの))の料金350円(税込 385円)を含みます。

(3) 当社は、配線設備多重装置については、戸建住宅向け(品目が100Mb/sであって契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものを除きます。)に係る契約者回線に限り提供します。

(4) 配線設備多重装置の提供を受けるIP通信網契約者は、そのIP通信網契約者が属する契約者グループごとに、Ⅱ型(VDSL方式によるもので最大50Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの又はVDSL方式によるもので最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの)のいずれか1つを選択していただきます。ただし、100Mb/sのものにおけるプラン・ミニ、プラン2におけるグレード1-2のものであって提供の形態による細目がⅠ型のもの又は提供の形態による細目がⅡ-1型のものに係るIP通信網契約者は、Ⅱ-1型(VDSL方式によるもの)のものうち最大100Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもののみ利用することができます。

(5) 当社は、提供の形態による細目がⅡ-1型のものについては、1の契約者グループに係るすべてのIP通信網契約者が配線設備多重装置を利用する場合に限り、配線設備多重装置を提供します。

(6) 配線設備多重装置を用いた通信については、配線設備多重装置に接続される配線設備の回線距離又は設備状況等により通信の伝送速度が著しく低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態となる場合があります。

(7) 配線設備多重装置を用いた通信については、当社が別に定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。

ファイバーライン利用規約

別紙4 [コネクトフォンサービスの提供条件]

1. (外国における取扱いの制限)

コネクトフォンサービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

2. (契約の単位)

契約者は、1つのファイバーラインサービスの契約毎に1のコネクトフォンサービスの利用契約(以下「コネクトフォンサービス契約」といいます)を締結できます。この場合、契約者は、ファイバーラインサービスの契約と同じでなければならないものとします。

3. (契約者回線番号)

(1) 契約者回線番号は、利用回線ごとに当社が定めます。

(2) 契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について当社に届け出ていただきます。

(3) (2)の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

(4) (3)に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、契約者回線番号を変更することがあります。

(5) (3)、(4)の規定により、契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

4. (請求による契約者回線番号の変更)

(1) 契約者は、迷惑電話(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。)又は間違い電話(現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。)を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、当社所定の方法によりその変更の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。

5. (利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、コネクトフォンサービスの利用の一時中断(その回線収容部及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

6. (付加機能の提供)

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、別紙2に定めるところにより付加機能を提供します。ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(2) 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

7. (利用中止)

当社は、利用規約第25条第1項に加えて、次の場合には、コネクトフォンサービスの利用を中止することがあります。

(ア) 当社または提供事業者および協定事業者の電気通信設備の保守上、工地上又はコネクトフォンサービスの品質確保のためやむを得ないとき。

(イ) 特定の接続契約者回線等から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

8. (相互接続点との間の通信等)

(1) 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

(2) 相互接続通信を行うことができる地域(以下「接続対象地域」といいます。)は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。なお、当社が別に定めた通信は、別記1に定めるところによります。

9. (通信の切断)

当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

10. (通信利用の制限等)

(1) 当社は、通信が著しく輻輳し、もしくはその恐れがあるとき、または天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

(2) 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(3) 契約者は、当社の定める利用規約又は提供事業者および協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、そのコネクtoonサービスを利用できないことがあります。

11. (通信時間等の制限)

当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することがあります。

12. (通信時間の測定等)

通信時間の測定等については、提供事業者がその約款等に定めるところによります。

13. (国際通信の取扱い地域)

国際通信の取扱い地域は、提供事業者の約款等に定めるところによります。

14. (契約者回線番号等通知)

(1) 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

(ア) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信

(イ) 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信を除きます。）

(ウ) その他提供事業者が別に定める通信

(2) (1)の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が付加機能として発信電話番号通知要請機能を利用している場合はその通信が制限されます。

(3) 当社は、(1)、(2)にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者の契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端（回線収容部に収容されるもの以外のものとします。）の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。

(4) 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(5) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

15. (通信料金の支払義務)

(1) 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、提供事業者が測定した通信時間と料金表【3 通話料】の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

(2) 契約者は、接続契約者回線等と提供事業者が提供する他の音声通信サービスとの間の通信について、コネクtoonサービスに係る部分と提供事業者が提供する他の音声通信サービスに係る部分とを合わせて、提供事業者が測定した通信時間と料金表【3 通話料】の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。なお、提供事業者が提供する他の音声通信サービスに係る部分の通信料金については、それぞれ提供事業者の定める契約約款に定めるところによります。

(3) 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき提供事業者又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、提供事業者又は協定事業者が行うものとし、接続形態別

の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別記1から別記5に定めるところによります。

(4) 付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(5) 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

16. (責任の制限)

(1) 当社は、コネクトフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信役務によるものであるときを除きます。）は、そのコネクトフォンサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

(2) (1)の場合において、当社は、コネクトフォンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのコネクトフォンサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(ア) 料金表第1表第1類（基本料金）に規定する基本料金

(イ) 料金表第1表第2類（通信料金）に規定する通信料金（コネクトフォンサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の、1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、原則として、全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均通信料金）により算出します。）

17. (協定事業者との電気通信役務に係る契約の締結)

(1) 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承諾を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記6に定める協定事業者がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記6に定める電気通信役務に係る契約を締結したことになります。ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

(2) 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信役務の利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信役務の提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

18. (利用に係る契約者の義務)

(1) 契約者は、次のことを守っていただきます。

(ア) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、当社及びその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。

(イ) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。

契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

(2) 契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信役務をいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

方 式	概 要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(3) 契約者が(1)、(2)の規定に違反したと当社が認めたときは、利用規約第26条（利用停止）を準用し、コネクトフォンサービスの利用を停止することがあります。

19. (契約者の氏名の通知等)

(1) 契約者は、協定事業者（その契約者と他社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限り、）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

(2) 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者へ通知することについて、同意していただきます。

(3) 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を、電子メールによりその付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

(4) 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりコネクトフォンサービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

20. (協定事業者からの通知)

契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

21. (電話帳への掲載)

(1) 当社は、提供事業者がその電話サービス契約約款に基づき発行する電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。また、電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、提供事業者の電話サービス契約約款によるものとします。

(2) 契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する料金の支払いを要します。

22. (番号案内)

(1) 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は提供事業者が定める事業者が提供する電気通信役務の番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。

(2) 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、提供事業者の定める契約約款の規定に準じて取り扱います。

23. (番号情報の提供)

(1) 契約者は、当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第52条（電話帳の発行）及び第53条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために提供事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録することを承諾するものとします。

(2) 前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等に提供します。

(3) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が提供します。

24. (附帯サービス)

コネクトフォンサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から11に定めるところによります。

別記

1 相互接続通信の料金等の取扱い

(1)相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次のとおりとします。

ア 国内通信に係る相互接続通信は、提供事業者が別に定める事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。

イ 国際通信に係る相互接続通信は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る相互接続点との間において行うことができます。この場合において、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信を行えないようにする旨の請求があった場合は、当社がその契約者の契約者回線番号等をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に通知し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。

(2)別記5(相互接続通信の接続形態と料金の取扱い)に規定する接続形態により行われる相互接続通信(からに規定するものを除きます。)の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記5に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記5に定めるところによります。

ただし、当社又は提供事業者もしくは協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類(基本料金)、同表第2類(通信料金)又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(3)(2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(4) 別記5に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記2に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。)に係る相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、提供事業者が定める電気通信設備に着信するものに限り)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、提供事業者が定めるものに限り)以外の他社相互接続通信を伴うとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記5に定めるところによります。

イ ウ以外の場合であって、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。

その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記5に定めるところによります。

ウ 無線呼出し事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるものに係る他社相互接続通信を伴って行われる通信のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記5に定めるところによります。

(5)別記5に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記2に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信(提供事業者が定める電気通信設備に着信するものに限り)の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

(6)(2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は提供事業者が定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信業務に関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

(7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。

ア イ以外のとき。

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者(その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。)がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信

その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

2 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 端末系事業者	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者
2 中継事業者	電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する協定事業者(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。)

3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信（別記13（携帯・自動車電話事業者の電気通信役務）に規定するもの）に限ります。）を提供する電気通信事業者
4 PHS事業者	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者
5 無線呼出し事業者	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者
6 IP電話事業者	電気通信番号規則別表第1第10号に規定する電気通信番号（別記14（IP電話事業者の電気通信番号）に規定するもの）に限ります。）を用いて電気通信役務を提供する協定事業者

3 携帯・自動車電話事業者の電気通信役務

区 分	電気通信役務
グループ1-A	当社が別に定める電気通信役務
グループ1-B	当社が別に定める電気通信役務
グループ1-D	当社が別に定める電気通信役務

4 IP電話事業者の電気通信番号

区 分	電気通信役務
グループ2-A	当社が別に定める番号
グループ2-B	当社が別に定める番号
グループ2-C	当社が別に定める番号

5 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接続形態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	発信側の電気通信設備:接続契約者回線等着信側の電気通信設備:端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS事業者、無線呼出し事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限ります。）	当社	当社	その通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります
2	発信側の電気通信設備:端末系事業者に係る電気通信設備:接続契約者回線等	(1) (2)から(5)以外の場合 (2)電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合 (3) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る電気通信設備（電話サービス又は総合ディジタ	端末系事業者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	同左 当社 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株

		ル通信サービスに係るものに限ります。) から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合				式会社の契約約款等に定めるところによります
		(4)電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合((2)又は(3)の場合を除く。)	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(5)当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。
3	発信側の電気通信設備:携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備:接続契約者回線等	(1) (2)以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(2)当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。
4	発信側の電気通信設備:PHS事業者に係る電気通信設備:接続契約者回線等	(1) (2)以外の場合	PHS事業者	同左	そのPHS事業者の契約約款等に規定する者	そのPHS事業者の契約約款等に定めるところによります。
		(2)当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。
5	発信側の電気通信設備:IP電話事業者に係る電気通信設備:接続契約者回線等		IP電話事業者	同左	そのIP電話事業者の契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

6 協定事業者との利用契約の締結

契約相手となる協定事業者	締結する利用契約
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約

7 料金明細内訳情報の提供

当社は、あらかじめ第2種契約者又は第3種契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置(料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。)に登録した電子データにより提供します。

8 時報サービス

当社は、次により時報サービスを提供します。

区 別	内 容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

9 情報料回収代行の承諾

契約者は、有料情報サービス(コネクトフォンサービスを利用することにより有料で情報の提供を受けることができるサービスであつて、当社以外の者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用があつた場合には、有料情報サービスの提供者(以下「情報提供者」といいます。)に支払う当該サービスの料金(有料情報サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。)を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。

10 情報料回収代行に係る回収の方法

(1)当社は、別記9(情報料回収代行の承諾)の規定により回収する有料情報サービスの料金については、その契約者に請求します。この場合、その利用に係るコネクトフォンサービスの通信に適用される料金月ごとに集計のうえ請求します。この場合における請求する有料情報サービスの料金は、提供事業者の計算によります。

11 情報料回収代行に係る免責

当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

ファイバーライン利用規約

別紙4 [テレビ伝送サービスの利用規約]

1. (契約の単位)

契約者は、1つのファイバーラインサービスの契約毎に1のテレビ伝送サービスの利用契約(以下「テレビ伝送サービス契約」といいます)を締結できます。この場合、契約者は、テレビ伝送サービスの契約と同じでなければならないものとします。

テレビ伝送サービスの利用には、スカパーJSAT株式会社が提供するスカパーJSAT 施設利用サービスの契約(以下「スカパーJSAT(株)契約」といいます。)が必要となります。また、スカパーJSAT 施設利用サービスの契約の契約者は、ファイバーラインサービスの契約者と同一名義である必要があります。

2. (通信の条件)

契約者は、そのテレビ伝送サービスに係る通信について、その利用回線に対して提供事業者が別に定める映像通信網サービスから着信を行うことができます。

3. (通信利用の制限等)

契約者は、その利用回線に係るファイバーライン利用規約に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合は、そのテレビ伝送サービスを利用することができないことがあります。

4. (利用停止)

当社は、利用規約第26条第1項に加えて、次の場合には、テレビ伝送サービスの利用を停止することがあります。

(ア) 登録一般放送事業者が、その利用回線を通信相手先としての指定を一時的に停止したとき。

5. (契約者の氏名の通知等)

契約者は、登録一般放送事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その登録一般放送事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託によりテレビ伝送サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

6. (登録一般放送事業者からの通知)

契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又はテレビ伝送サービスの提供に当たり必要があるときは、登録一般放送事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのテレビ伝送サービスを提供するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

7. 屋内同軸配線工事

(1) 当社は、契約者から請求があったときは、その利用回線が、提供事業者が別に定める登録一般放送事業者からの通信相手先として指定した利用回線である場合に限り、屋内同軸配線(その利用回線の回線終端装置から自営端末設備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、同じとします。)に係る工事を行います。

(2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表【2 オプションサービスの料金】テレビ伝送サービス工事費の支払いを要します。

(3) 屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、ファイバーラインサービスにおける工事の場合に準ずるものとします。

8. (スカパーJSAT(株)契約に関する料金等の回収代行)

当社は、スカパーJSAT(株)契約に係る初期費用又は料金について、スカパーJSAT株式会社の代理人として、当社より請求し、回収する取扱いを行います。なお、本項に係る回収については、利用規約第39条を準用するものとします。

基本的な技術的事項

物理的条件	相互接続回路	
	周波数範囲	送出電力等
C15形F型コネクタ (EIAJ RC-5223A準拠)	アナログ映像信号又はデジタル映像信号 70MHz～770MHz及び1032MHz	アナログ映像信号 82.0dB μ V以上 デジタル映像信号

	<p>～2072MHz (アナログ映像信号については有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成23年総務省令第95号)第21条、デジタル映像信号については同省令第10条に準拠した条件下において規定周波数配列に各映像信号及びその映像に付随する音声信号を周波数多重した電気信号)</p>	<p>68.3dB μ V以上(64QAM,OFDM) 72.0dB μ V以上(TC8PSKのダウンコンバート) 73.8 dB μ V以上(256QAM) 75.0dB μ V以上(TC8PSKのBS-IF) 72.0dB μ V以上(QPSK)</p>
--	---	--

ファイバーライン利用規約

別紙4 [リモートサポートサービス利用規約]

1. (リモートサポートサービスの内容)

1 当社は、リモートサポートサービスとして、契約者からの要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、電話での課題解決方法の説明を行う他、次のサービスを提供します。

(1)リモートサポート:契約者のパソコン等を、契約者の要請に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等を行います。

(2)オンラインパソコン教室: 1 回 30 分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービス。カリキュラムは別紙 3(オンラインパソコン教室のカリキュラム)に定めるところによります。

2 契約者がリモートサポートサービスを利用するために当社が指定した電話番号(以下「専用受付番号」といいます。)の受付時間は別紙 1(提供時間)に定めるところによります。

3リモートサポートサービスの対象となる機器、ソフトウェア、範囲は、別紙 4(サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲)に定めるところによります。

4契約者がリモートサポートを利用するためには、そのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェアを契約者のパソコン等にインストールする必要があります。本ソフトの利用条件及び対象となるパソコン等については、別紙 2(本ソフトの利用条件)に定めるところによります。

5 リモートサポートサービスにて契約者と対応するオペレータは、提供事業者のオペレータであり、リモートサポートサービスによって契約者が開示する情報は、提供事業者により取得、管理されます。

2. 条(リモートサポートサービス提供の終了)

1 当社は、リモートサポートサービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、リモートサポートサービスの提供を終了することがあります。

2 前項の規定により、当社がリモートサポートサービスの提供を終了し、リモートサポートサービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、リモートサポートサービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. (営業活動の禁止)

契約者は、リモートサポートサービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

4. (著作権等)

1 リモートサポートサービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、提供事業者に帰属するものとします。

2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。

(1) リモートサポートサービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

5. (免責事項)

1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2 当社は、リモートサポートサービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。

3 リモートサポートサービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4 当社は、リモートサポートサービスの提供をもって、オンラインパソコン教室で提供する講座内容に関する契約者の完全な理解を保証するものではありません。

5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の内容について保証するものではありません。

6 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。

7 契約者がリモートサポートサービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

8 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

6. (利用に係る契約者の義務)

1 契約者は、リモートサポートサービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によってはリモートサポートサービスが提供できない場合があります。

(1) 契約者自身によるリモートサポートサービスの利用の要請であること。

(2) サポートサービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンス又はプロダクト ID、並びにサービスの利用 ID やパスワード等の設定情報等が用意されていること。

(3) サポートサービスの実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。

2 契約者が、リモートサポート又はオンラインパソコン教室の利用の要請をする場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) リモートサポート及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。

(2) サポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコン等に予め本ソフトがインストールされていること。

(3) 契約者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。

(4) 契約者のルータ、セキュリティソフト等がオペレータと本ソフトがインストールされたサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコンの間の IPv6 通信を遮断しないこと。

(5) 契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。

3 前 2 項の規定のほか、契約者は次のことを守って頂きます。

(4) 第三者になりすましてリモートサポートサービスを利用する行為をしないこと。

(8) リモートサポートサービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(10) リモートサポートサービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。

(11) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

4 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要となる費用を支払って頂きます。

7. (設備等の準備)

1 契約者は、自己の責任において、リモートサポートサービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、プラスアクセスその他の設備を保持し管理するものとします。

2 契約者がリモートサポートサービスを利用するために必要なプラスアクセスの利用料金は、リモートサポートサービスの利用料金には含まれません。

8. (個人情報の取扱)

1 契約者は、本サービスの提供に不可欠な提供事業者の契約事業者から請求があったときは、その契約者の氏名及び住所等を、その事業者へ通知する必要があることについて、同意するものとします。

2 契約者は、提供事業者が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意して頂きます。

3 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報及び別紙5(本ソフトが取得する情報)に規定する情報については、提供事業者が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

別紙

【別紙 1 (提供時間)】

当社は、専用受付番号にて 9:00～21:00(年中無休)の間、リモートサポートサービスを提供します。

【別紙 2 (本ソフトの利用条件)】

パソコン	オペレーションシステム	最新の動作環境は、NTT東日本、またはNTT西日本公式ホームページでご確認ください。 NTT東日本公式 HP: https://flets.com/osa/remote/s_offer.html NTT西日本公式HP: http://flets-w.com/remote_support/#support_naiyou
	CPU	
	メモリ	
	HDD	
	LAN	
スマートフォン、タブレット端末		
通信環境		

【注意事項】

- ・ 「リモートサポートツール」がインストールされている又は、インストールを許可すること
- ・ 初期設定の際に当社から発行される電子証明書(※)の受領を承諾すること
- ・ 電子証明書(※)の発行・受領台数が累計で 5 台までであること

※ 電子証明書とは、リモートサポート機能を使用する際に、サポート対象のパソコン等を識別するための電子的な証明書です。電子証明書を受領していないパソコン等においてリモートサポート機能は動作しません。

【別紙 3 (オンラインパソコン教室のカリキュラム)】

リモートサポートサービスで提供するオンラインパソコン教室のカリキュラム(1 カリキュラム概ね 30 分程度)については、当社が別に定める規定によります。

【別紙 4 (サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲)】

リモートサポートサービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社が別に定める規定によります。
また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

1. 機器

(1) 主なサポート対象

- ・ 光 LINKPC、ルータ、IP セットトップボックス、テレビ電話[コネクトフォン]、ひかりホームカメラ(クルリモ)等当社及び提供事業者の提供機器
- ・ パソコン本体、モニタ、キーボード、マウス
- ・ ルータ、無線 LAN ポイント、LAN カード・ボード、HUB、ロケーションフリー
- ・ IP セットトップボックス
- ・ スマートフォン、タブレット端末

(2) サポート内容

ブラスアクセス・パソコン・テレビ及び家庭内 NW との接続、初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法

2. ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

- ・ オペレーションシステム(Windows、MacOS、Android OS/iOS※)
- ・ ブラウザ・メーラ
- ・ メディアプレーヤ
- ・ ウィルス対策

※iOS については、電話サポートのみ実施(リモートサポートは対象外)

(2) サポート内容

インストール、初期設定、個人での利用を想定した基本的な操作方法

3. サービス

(1) 主なサポート対象

- ・ プラスアクセス、コネクトフォン、テレビ伝送サービス
- ・ プロバイダサービス(インターネット接続、メール)
- ・ その他インターネット上の各種サービス(Web メール、映像配信・交換、音楽ダウンロード 等)

(2) サポート内容

サービス概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要

【別紙 5 (本ソフトが取得する情報)】

<コンピュータ端末、通信機器等>

1. オペレーションシステムの種類、バージョン
2. クライアント証明書 ID
3. マシン名
4. MAC アドレス
5. ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
6. ハードディスクドライブの空き容量
7. デフォルトブラウザの種類、バージョン
8. デフォルトメールソフトの種類、バージョン
9. CPU 種類、動作周波数
10. メモリ容量
11. ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワード

<モバイル端末>

- 1.機種名
- 2.端末シリアル番号
- 3.端末固体識別番号
- 4.オペレーションシステムの種類、バージョン
- 5.ディスク容量、空き容量、使用率
- 6.SD カード容量、空き容量
- 7.メモリ量、使用可能メモリ量、使用率
- 8.CPU 使用率
- 9.MAC アドレス
- 10.電池状態
- 11.アプリケーション一覧
- 12.実行中のプロセス

